平成２３年（フ）第２８７号
奈良県大和高田市中今里町５番42号
債務者　蔭西　幸恵
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
奈良県橿原市西池尻町444番地の１　ログハウスこだち201号、前住所奈良県磯城郡川西町大字結崎489番地の20
債務者　池本　勇樹
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
奈良県北葛城郡広陵町大字南郷1058番地３
債務者　山下　修二
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
山口県宇部市西本町２丁目１番24号
債務者　長棟　直哉
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第８９号
福島県喜多方市松山町鳥見山字松原76番地２
債務者　坂主　　豊
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２８６５号
大阪府吹田市竹見台４丁目６番Ａ１―1210号
債務者　能﨑恵美子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２３６号
大阪府豊中市岡町南３丁目13番26―304号
債務者　川下龍之介
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８２９号
大阪府東大阪市森河内東１丁目12番１号　パークサイドハイツ野村601号
債務者　竹中　奈々（旧姓妹尾）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９７８号
大阪市浪速区立葉１丁目４番７―302号
債務者　岩渕　真澄
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０５９号
大阪市此花区酉島３丁目26番20号　ＵＳヴィラ201
債務者　清水　美幸
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１２７号
大阪市西成区潮路２丁目８番11号
債務者　藤　真紀子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１５７号
大阪市浪速区塩草３丁目９番27―1002号
債務者　榎本　太紀
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２０４号
大阪市東淀川区菅原４―３―19　サンライフ菅原303号、住民票上の住所大阪市東淀川区東中島２丁目11番３号
債務者　坂井　房男
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２３２号
大阪府三島郡島本町青葉１丁目２番７―103号
債務者　鴨川　雅彦
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３２９号
大阪府八尾市青山町２丁目10番13―103号
債務者　竹内悠未こと　李　　佑美（旧姓荻田・原田）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６７８号
大阪市港区池島２丁目１番31―506号
債務者　西之上きよか
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６９９号
大阪市西成区梅南２丁目５番40号
債務者　城戸　康男
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部